豊川市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

Iはじめに

1 ガイドライン策定の目的

豊川市では、市民が安全に安心して暮らすことができる社会を実現するため「豊川市 安全なまちづくり推進条例(平成19年3月26日条例第15号。以下「条例」とい う。)」に基づき、市、市民、関係機関・団体が一体となって、犯罪のないまちづくりを 推進しています。

市内では、商業施設や金融機関、駐車場等において防犯カメラの設置が進んできており、その一方で、自分の姿が知らないうちに撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる市民の方々もいます。

そこで、市では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する市民の不安を緩和するため、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

防犯カメラを設置・運用される皆様は、このガイドライン、個人情報保護法等の法令 に従って、適切な運用に努めてください。

2 対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、本市補助金によって設置されたものとします。

なお、本市の補助金によらないカメラ (例えば、録画装置を備えていないカメラ) は、このガイドラインの対象にはなりませんが、不特定多数の人を撮影している場合 は、プライバシーを侵害するおそれがあります。このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮してこのガイドラインに準じた運用を行うことが求められます。

(1)設置目的

犯罪の防止を目的として継続的に設置されているカメラ

(2)設置場所

不特定かつ多数の人を撮影するカメラで、例えば、以下のような場所に設置されているもの

○「道路」、「公園・広場」

(3)装置

画像を撮影する装置に、ビデオ、DVD、ハードディスク等画像を記録する機能を備えたカメラ。

優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたものを推奨する。 Ⅱ防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

設置者は、防犯カメラの設置目的(犯罪の防止等)を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにします。

2 撮影範囲及び設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。そこで、設置者は、防犯効果が発揮され、かつ、住宅等の私的な空間や不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、撮影方向及び方法、設置場所、設置台数を定めます。

また、設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得てください。

3 設置の表示

設置者は、設置区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や連絡先を分かりやすく表示することとします。このことは、犯罪を抑止する効果を高めることにもなります。 (設置者が設置場所等から明らかな場合や連絡先を表示することに支障がある場合は、設置者の名称や連絡先を表示しないことができます。)

4 管理責任者等の指定

設置者は、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、 管理責任者を指定することとします。

また、管理責任者は、自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等の業務を行わせます。

5 秘密の保持

防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報を大量に収集し、管理することになります。したがって、設置者等は、記録された画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。

また、防犯カメラ及び画像の管理及び運営に関する事務の全部又は一部の委託を受けた業者(委託を受けた外部者等)に対しても、画像から知り得た情報の漏えいや不当な使用をしないよう必要な措置をとることとします。

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

(1)モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠

設備を施すなどの施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じることとします。

- (2)記録した画像の不必要な複写や加工はしないようにします。また、ビデオテープやD VD等の録画媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し・転送は禁止 します。
- (3)画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間(最大1か月)とします。

ただし、設置者等が犯罪・事故の捜査のため特に必要と判断するときは、保存期間を 延長することができます。

- (4)保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をするようにします。
- (5)録画媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去等を行い、画像が 読み取れない状態にします。また、処分の日時、方法等を記録しておきます。
- 7 撮影された画像の閲覧・提供の制限
- (1)防犯カメラで撮影された画像については、プライバシーが侵害されることのないよう、設置者等は、次の場合を除き、他の目的での利用や他の者への閲覧・提供を禁止することとします。
 - ア 法令に基づく場合

「法令に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会 (刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士会からの照会 (弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合等をいいます。

イ 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性 がある場合

「市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合」とは、事件発生直後における緊急の犯罪捜査や、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合

ただし、画像を提供する場合は、上記アに基づく文書によることとします。

- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合 ただし、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないように配慮す るなどして、第三者の権利利益を害することがないよう、細心の注意が求められま す。
- (2)画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求める等身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておくこととします。
- 8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。なお、必要に応じて、あらかじめ、苦情対応担当者を指定したり、対応要領を定めたりしておきましょう。

9 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置、防犯カメラの運用を含めた施設管理業務・警備業務等を委託する場合は、このガイドライン及びⅢの設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底することとします。

10 保守点検

設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行います。また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピュータウイルス対策に十分な配慮をする必要があります。

Ⅲ 設置・運用要領の策定

設置者又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ管理・運用要領を定めることとします。

- ① 設置目的
- ② 設置場所、撮影範囲
- ③ 管理責任者等の指定
- ④ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間、消去方法
- ⑤ 画像の利用・提供の制限
- ⑥ 苦情等への対応
- ⑦ その他必要な事項

〔末尾にある例を参考としてください〕

IV おわりに

このガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図るため、防犯カメラを設置・運用される皆さま方に守っていただきたい基本的な事項をまとめたものです。個人のプライバシー保護や個人情報の適切な取り扱いに十分な配慮をお願いします。実際の設置・運用にあたっては、このガイドラインを参考とされるとともに、必要に応じ有識者等の第三者に意見を求めるなどしながら、それぞれの利用目的や利用形態に合わせた適切な取扱いに努めてください。

(平成27年4月1日策定)